令和８(2026)年度栃木県麻しん・風しん抗体検査（医療機関委託）実施要領

１　目的

本事業は、「特定感染症検査等事業について」（平成 14 年３月 27 日健発第 0327012 号厚生労働省健康局長通知・最終一部改正令和７年４月 24 日健生発０４２４第１号・感発０４２４第２号）の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき、妊娠を希望する女性や妊婦の同居者等に対して、麻しん抗体検査及び風しん抗体検査（以下「検査」という。）を実施し、予防接種が必要である麻しん及び風しん感受性者を効率的に抽出することで、流産、早産や先天性風しん症候群等の発生を予防することを目的とする。

２　検査を実施する医療機関

検査は、一般社団法人栃木県医師会（以下「県医師会」という。）の会員が開設又は管理する医療機関（宇都宮市に所在する医療機関を除く。）であって、本事業に協力する医療機関（以下「協力医療機関」という。）に委託して実施する。

３　対象者

栃木県内（宇都宮市を除く。）に居住する者のうち、麻しん及び風しんについてそれぞれ下表のとおりの者とする。

麻しん抗体検査	風しん抗体検査
次のいずれかに該当する者 ①概ね１年以内に妊娠を希望する女性 ②抗体価が低い妊婦の配偶者※1などの同居者※2 ③０歳児の同居者	次のいずれかに該当する者 ①概ね１年以内に妊娠を希望する女性 ②抗体価が低い妊婦の配偶者※1などの同居者※2
ただし、次のいずれかに該当する者は除く。	
①過去に麻しん抗体検査を受けたことがある者 ②過去に検査で麻しんと診断されたことがある者 ③妊娠を希望する女性の場合、18 歳未満の者 ④麻しんの抗体価が低い妊婦の同居者の場合、妊婦が妊娠 20 週以上の者	①過去に風しん抗体検査を受けたことがある者 ②過去に検査で風しんと診断されたことがある者 ③妊娠を希望する女性の場合、18 歳未満の者 ④風しんの抗体価が低い妊婦の同居者の場合、妊婦が妊娠 20 週以上の者

※１　婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※２　同居者とは、生活空間を同一にする頻度が高い者をいう。

４　実施期間

令和９（2027）年１月１日から令和９（2027）年３月 31 日まで

但し、令和８（2026）年 12 月 31 日までの風しん抗体検査については、従前のとおりとする。

５　実施方法

(1)　検査希望者は、事前に協力医療機関に検査予約を行った上で受検する。

(2)　協力医療機関は、検査に当たり、検査希望者に対して「麻しん・風しん抗体検査を受検される方へ」（別紙１）を配布するとともに、「麻しん・風しん抗体検査申込書」（様式１）に必要事項を記入させ、以下の書類により対象者に該当することを確認した上で検査を実施する。

・本人確認証（運転免許証、マイナインバーカード等）

・麻しん又は風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者及び０歳児の同居者については、母子手帳

(3)　検査方法は、麻しんはＥＩＡ法（Enzyme Immunoassay（酵素抗体法））、風しんはＨＩ法（Hemagglutination Inhibition test（赤血球凝集抑制法））を基本とする。なお、やむを得ず上記以外の方法による検査を実施した場合は、「麻しん・風しん抗体検査申込書」（様式１）及び「麻しん・風しん抗体検査結果通知書」（様式２）に記載する検査結果については、各々の検査方法による抗体価を記載する。

(4)　協力医療機関は、検査結果を受検者に対して「麻しん・風しん抗体検査結果通知書」（様式２）により窓口での手渡し又は郵送により通知する。（検査結果は必ず令和９年３月 31 日までに通知すること。）

(5)　その他、治療及び予防接種等に要する経費は、受検者の負担とする。

6　委託料の請求手続き

(1)　協力医療機関は、麻しん又は風しん抗体検査を実施し、結果を通知した月の翌月１０日までに、前月分の「麻しん・風しん抗体検査実施状況報告書兼請求書」（様式３）に「麻しん・風しん抗体検査申込書」（様式１）の写しを添えて、原則として栃木県電子申請システムにより、感染症・疾病対策課に提出するものとする。

(2)　感染症・疾病対策課は、請求内容を確認の上、適正と認めたときは、請求を受けた日から３０日以内に協力医療機関に対し委託料を支払うものとする。

7　委託契約

(1)　県医師会は、協力医療機関の代理人として栃木県知事と委託契約を締結するものとする。

(2)　県医師会は契約締結後、協力医療機関の一覧表を作成して感染症・疾病対策課に報告する。

　また、県医師会は、協力医療機関に変更があった場合、速やかに感染症・疾病対策課に報告するものとする。

8　個人情報及びプライバシーの保護

本事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシーと人権の保護には十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年10月23日に改正し、令和９年１月１日から施行する。

（改正後全文）

特定感染症検査等事業について

健発第　0327012 号
平成 14 年 3 月 27 日
最終一部改正　健生発０４２４第１号
感発０４２４第２号
令和７年４月２４日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

１．事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成１２年厚生省告示第１５号）に定められる性感染症及びＨＴＬＶ－１（ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型）に関する検査及び相談事業、感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成３０年厚生労働省告示第９号）に定められるＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、麻しん抗体検査事業並びにエムポックス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

２．事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

（１）３の（１）、（３）、（４）、（５）及び（６）の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）第５条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

（２）３の（２）の事業

平成２５年３月２９日健発０３２９第１９号厚生労働省健康局長通知「ＨＩＶ検査・相談事業について」の別紙「ＨＩＶ検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

３．事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の５疾患）及びＨＴＬＶ－１に関する検査事業及び相談事業、ＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、麻しん抗体検査事業並びにエムポックス検査事業に対して補助をするものである。

なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

（１） 性感染症・ＨＴＬＶ－１検査及び相談事業

ア 保健所における性感染症に指定した５疾患及びＨＴＬＶ－１の検査事業

イ 保健所における性感染症に指定した５疾患及びＨＴＬＶ－１の相談事業

（２） ＨＩＶ抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成２５年３月２９日健発０３２９第１９号厚生労働省健康局長通知「ＨＩＶ検査・相談事業について」の別紙「ＨＩＶ検査・相談事業実施要綱」に定める事業

（３） ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成２６年３月３１日健肝発０３３１第１号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に定める事業

（４） 風しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

主として、妊娠を希望する女性とする。

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ 普及啓発

風しんに関する普及啓発を実施。

（５） 麻しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

麻しんに関する検査を希望する者とする。

ただし、過去に麻しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の麻しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ　普及啓発

麻しんに関する普及啓発を実施。

（6）エムポックス検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

エムポックスに関する検査を希望する者とする。

ウ　費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ　普及啓発

エムポックスに関する普及啓発を実施。

4．実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

5．経費の負担

都道府県、政令市、特別区及び市町村が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。